県道加古川小野線（東播磨道）高架下　入札占用指針

１　概要

（１）路線名等：県道加古川小野線（東播磨道）高架下

（２）所在地等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所　在　地 | 占用許可対象面積 | 最低占用料（年額） | 入札対象施設等の種類（※） |
| ① | 加古川市加古川町美乃利字金塚258-1外 | 806㎡ | 578,700円 | 道路法施行令第７条第９号に定める施設 |
| ② | 加古川市加古川町美乃利字金塚263-5外 | 993㎡ | 712,970円 |
| ③ | 加古川市野口町坂元字一ツ松326-1外 | 554㎡ | 397,770円 |
| ④ | 加古川市野口町水足字下代827-28外 | 2,968㎡ | 2,131,020円 |
| ⑤ | 加古川市野口町水足字平木2052-8外 | 1,973㎡ | 1,416,610円 |
| ⑥ | 加古川市野口町水足187-2地先 | 822㎡ | 590,190円 |
| ⑦ | 加古川市野口町水足184地先 | 855㎡ | 613,890円 |

※道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第７条第９号に定めるもののうち、緊急時

に迅速な移動等対応が可能な平面利用による施設とし、詳細は物件明細に記載のとおりとする。なお、以下に掲げる用途の占用はできません。

①　易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

②　悪臭、騒音、振動、大気・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用するためのもの。

③　政治的又は宗教的用途に使用するためのもの。

④　公序良俗に反し、社会通念上不適当な用途に使用するためのもの。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

⑥　その他、住宅の用に供する等、兵庫県が適さないと判断した用途に使用するためのもの。

⑦　第三者をして①から⑥の用途に使用させること。

（３）道路の占用の開始の予定時期

令和７年４月

（４）道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

①　高架下における以下の確認等を実施し、異常があった場合、及び道路管理者が求めた場合は、速やかに道路管理者に報告すること。（ｱ、ｲ、ｳの確認は月１回以上実施し、道路管理者が用意する確認シートに記入して管理することとし、ｴ、ｵは適宜実施すること。）

　　ｱ）橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の確認

　　ｲ）高架の道路からの落下物の有無の確認

　　ｳ）不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認

　　ｴ）占用区域内における清掃、除草等の維持管理

　　ｵ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

②　高架下の構造物（管理用フェンス、排水構造物等）が破損した場合の復旧、及び不
法占用、不法投棄の対応については、その原因者等、他に実施する者がある場合を除き、占用者が実施すること。

（５）認定の有効期間

２０年以内

２　占用入札参加資格

次の要件をすべて満たす者に限り入札に参加することができます。

（１）入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。

（２）入札対象施設等のための道路の占用が道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下
「法」という。）第３３条第１項の政令で定める基準に適合するものであること。

（３）入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが
明らかなものでないこと。

（４）高架道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件及びその周辺の道路機能、
交通環境の維持管理を的確にすることができると認められる者であること。

（５）兵庫県に事務所又は事業所を置く法人又は同県に在住する個人であること。

（６）入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質
的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

①　道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき

②　道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき

③　法第７１条第１項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき

④　法第７３条第１項の規定に基づく督促状により督促をしているとき

⑤　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

⑥　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑦　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると

　き

⑨　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑩　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するとき

⑪　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員であるとき

⑫　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を開始しているとき

⑬　破産手続開始の決定を受けたとき

⑭　兵庫県税、国税等納付すべき税金を滞納しているとき

⑮　その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第７７条第１項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、加古川警察と協議を行います。加古川警察への事前相談、お問い合わせはおやめください。

３　入札占用計画の作成等

（１）入札占用計画の作成要領

様式１～５（Ａ４判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 様　　　式 | 留　　意　　事　　項 |
| 入札占用計画（様式１） | ①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、５年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。 |
| 入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式２） | ①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。※　占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組みがあれば併せて記載願います。 |
| 法人概要（様式３－１）及び役員名簿（様式３－２） | 事業の内容、役員の氏名等を記載願います。なお、個人の場合は、様式３－１は不要であり、様式３－２により、氏名、生年月日等を記載願います。 |
| 災害等非常時における連絡体制（様式４） | 占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載願います。 |
| 暴力団排除に関する誓約書（様式５） | 記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。 |
| 証明書類※いずれも原本を提出してください。なお複数物件の入札を希望する場合は、各物件ごとに計画書の提出が必要ですので、必ず１部は原本、その他は写しでも差し支えありません。 | ①印鑑証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）②法人登記履歴事項全部証明書（１ヶ月以内に発行されたもの）※法人のみ③住民票記載事項証明書（１ヶ月以内に発行されたもの）※個人のみ④県税事務所の発行する県税の滞納がないことを証明する納税証明書⑤税務署の発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する納税証明書 |

（２）入札占用計画の提出期限、場所及び方法

①　提出期限

令和６年１０月３０日（水）１７時まで【必着】

また、期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

②　提出先

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

③　提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便に限る。）してください。

（持参の場合、土日祝日を除く。）

４　入札までの流れ

（１）担当部局

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

（２）入札占用指針現地説明会の開催

①　日時・場所　　：令和６年１０月１１日（金）１４時～　於　物件番号④

②　参加申込方法　：様式６に必要事項を記載の上、申し込んでください。

③　参加申込期間　：令和６年９月３０日（月）～令和６年１０月９日（水）まで

（３）入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式７）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、兵庫県ＨＰにて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

①　質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

②　提出先

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

Ｅ－mail　kakogawadoboku@pref.hyogo.lg.jp

③　質問書の提出期間

令和６年９月３０日（月）～令和６年１２月２６日（木）１７時まで

（ただし入札占用計画の作成に関する質問は、令和６年１０月２４日（木）１７時まで）

（４）入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって道路管理者より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式８に必要事項を記載の上、提出してください。

①　質問書の提出方法

郵送又は電送によるものとします。

②　提出先

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

Ｅ－mail kakogawadoboku@pref.hyogo.lg.jp

③　質問書の提出期限

令和７年１月２２日（水）１７時まで

５　入札の実施

（１）入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。

また、入札参加者が事情変更により入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書（様式９）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

①　提出方法

ア　持参又は送付（書留郵便に限る。）してください。

イ　入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ　送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

エ　代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（様式１０）を提出してください。

②　提出期限

持参の場合：令和７年１月３１日（金）１７時まで

送付の場合：令和７年１月３１日（金）まで（必着）

③　提出先

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

（２）入札にあたっての注意事項

ア　入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

イ　入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ　入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

（３）開札日時、場所

①　日時　令和７年２月３日（月）１５時～

②　場所

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県加古川総合庁舎内　会議室（詳細は入札資格の確認通知にてお知らせします。）

ア　入札当日の受付は、入札開始時刻の２０分前から行います。

イ　入札会場への入場は、参加者１者につき１名までとします。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア　占用入札参加資格のない者のした入札

イ　入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　指定の時刻までに提出しなかった入札

エ　所定の入札書によらない入札

オ　記名、押印を欠く入札

カ　入札者又はその代理人が１人で２枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ　入札者又はその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク　委任状の提出がない代理人がした入札

ケ　入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ　入札金額を訂正した入札

サ　入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

（５）入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

（６）開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式１０）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

①　入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

②　入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

③　開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度、入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

（７）落札者の決定方法

①　有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は、物件毎の占用許可対象面積に対する１年間の額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。

②　落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、道路管理者は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

③　当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（８）落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、兵庫県ＨＰに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

（９）落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

６　入札占用計画の認定

（１）認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、兵庫県ＨＰに掲載します。また落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

（２）認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

（３）認定の取消等

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また認定計画提出者が、以後の手続きを辞退した場合にも、当該認定を取り消します。

なお、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

７　道路の占用の許可

（１）占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

①申請窓口

〒６７５－８５６６　兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木９７番地１

兵庫県東播磨県民局　加古川土木事務所　管理第１課

電話　０７９－４２１－９３７２

②申請書類

ア　道路占用許可申請書

イ　認定された入札占用計画

ウ　入札占用計画認定通知（写し）

エ　委任状（代理申請の場合のみ）

オ　その他道路管理者が必要であると認める書類

③申請期限

ア　占用許可申請は、入札占用計画の認定日から７日以内に行ってください。

イ　特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

（２）占用許可基準

①高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。

②占用施設を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

③高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合に　おいては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

④高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

⑤占用施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

⑥天井は、原則として高架の道路の桁下から１．５ｍ以上空けること。

⑦壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から１．５ｍ以上空けること。

⑧その他、各物件明細の特記事項を遵守すること。

（３）占用許可の条件（主なもの）

①道路に関する維持管理又は工事を行うため、或いは占用物件の利用状況等確認のため実地調査等する場合は、道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないとともに、道路管理者の指示に従うこと。

②道路に関する工事により必要があるときは、直ちに許可を受けた者の費用で県の指示するとおり占用施設の改築移転除却又は原形復旧を行うこと。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

③占用許可期間満了又は占用許可の取り消し等の場合は、期間満了日まで、又は兵庫県が指示する期間内に、占用者の責任において、原状回復措置をとること。

　　　但し、次期公募により決定する占用許可申請者との間で占用物件の譲渡等について協議が整う場合は、占用物件の残置を認める場合がある。なお、当該譲渡等については当事者間で協議するものとし、道路管理者は一切関与しない。

④道路法、都市計画法その他の関係法令を遵守すること。

⑤当該物件の道路占用許可は、権利譲渡できません。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

（４）占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし５年ごとに更新の手続が必要となり、更新にあたっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

（５）占用料の額及び支払方法

①土地の価格の上昇等を踏まえて兵庫県道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改正され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

②占用料の支払いは、占用許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降については、当該年度の占用料を毎会計年度の初めに支払うものとします。

なお、支払方法は、兵庫県が発行する納入通知書により納めるものとします。

③指定された期日までに占用料が納付されない場合には、税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例に基づき延滞金を徴収する場合があります。

④既納の占用料は還付しません。また、占用許可期間中、占用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

８　その他

（１）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

（２）入札占用計画の作成、提出及び占用許可に関する費用（事務費、工事費等）は、提出者の負担とします。

（３）提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認められません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

（４）提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。

（５）認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

（６）認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を入札占用計画を提出する際に申し出てください。